

北播磨総合医療センター企業団人事行政の運営等の状況の公表に  
関する条例

〔平成22年3月4日〕  
〔条例第15号〕

改正 令和元年9月3日 条例第1号  
令和5年2月27日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2条 企業長は、毎年、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒その他の人事行政の運営の状況を公表しなければならない。

(公表の方法)

第3条 前条の規定による公表は、北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第3号）の規定の例によるほか、企業長が適当と認める方法により行うものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、企業長が定める。

附 則（平成22年3月4日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月3日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和5年2月27日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例附則第6項の改正規定並びに附則第21項の規定 公布の日
  - (2) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例第20条第4項の改正規定 令和4年7月1日
  - (3) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例第20条第11項の改正規定 令和4年10月1日  
(北播磨総合医療センター企業団職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 27 暫定再任用職員短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「改正後の人事行政公表条例」という。）第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、改正後の人事行政公表条例の規定を適用する。